

八千代市内

創業予定者・創業後1年以内の中小企業者向け

利子補給金交付制度のご案内

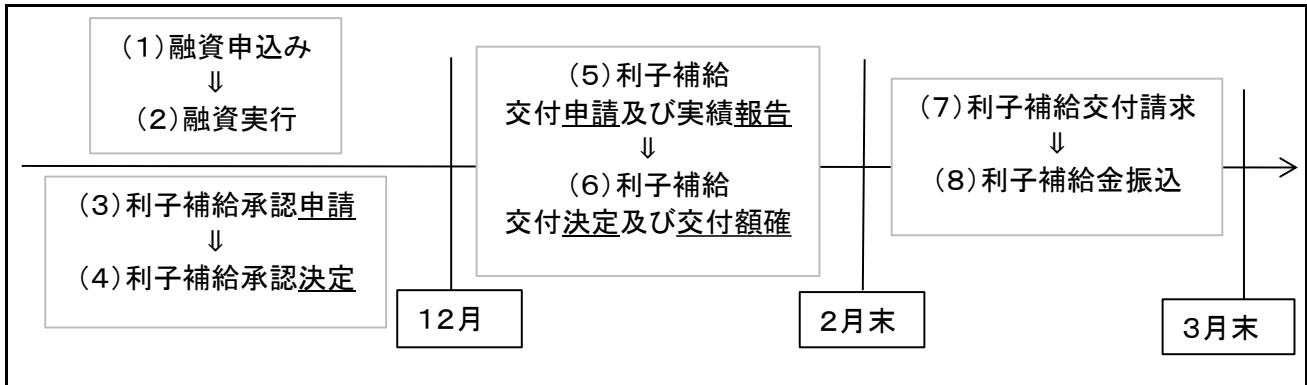
利子補給率
年0.8%

八千代市では创业者の融資利息負担を軽減するために、八千代市で創業する(又は創業後1年以内の)中小企業者を対象に創業資金の利子に対する利子補給を行います！

1. 対象となる融資	特定の金融機関(※1)に対し、創業後1年以内に申込んだ融資 ※1 日本政策金融公庫船橋支店
2. 対象者	以下の2点を全て満たす中小企業者 ①八千代市内の中小企業者であること (八千代市に登記がある法人 又は 八千代市に住民登録がある開業した個人) ②市税等に滞納がないこと ※本制度は予算に限りがあります。 年度途中で予算額に達した場合、上記を全て満たしていても、利子補給を受けることができない場合があります。
3. 利子補給率	年0.8% $\text{利子補給額} = \text{支払利息額} \times \frac{0.80\%}{\text{融資利率}}$ ※利子補給の対象となる支払利息額は、当初返済条件で定められた金額が上限となります。 遅延金や返済条件緩和に伴い増加した利息は対象となりません。
4. 対象期間	・初回から24回目までの支払利息が対象となります。 (利息支払が24回未済の場合はその回数分まで) ・毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利息に対し、翌年3月末頃に一括して補給します。 ※利子補給を受けるためには、融資実行後の承認申請に加えて、毎年の交付申請が必要です。
5. 利子補給の停止	市外移転、廃業、長期の延滞など、一定の要件に当てはまった場合、その後の利子補給は停止となります。
6. 手続きの流れ	手続きの流れ(利子補給金交付スケジュール)は裏面をご参照ください。

お問い合わせ 八千代市商工観光課 TEL 047-421-6761(直通)

《利子補助金交付スケジュール》



- (1) 融資申込
中小企業者から金融機関へお申込みいただきます。
- (2) 融資実行
金融機関より中小企業者へ借入金が振り込まれます。
- (3) 利子補給承認申請書類提出
融資を受けた中小企業者より八千代市へ、利子補給の承認を申請していただきます。
下記の書類を揃えて、融資の実行日から1ヶ月以内に提出していただきます。
 - ① 八千代市内の中小企業者であることの確認
法人の場合 商登記簿謄本の写し
個人の場合 住民票の写し + 開業届等の写し
(開業前に申請する場合は、開業後速やかに提出していただきます。)
 - ② 創業融資を受けたことの確認
お支払額明細書の写し
 - ③ 市税等に滞納がないことの確認
滞納等に係る市税納税証明書 又は 市民税納税証明書
 - ④ 事業内容の確認
事業計画(概要)書や創業計画書、企業概要書の写し等
 - ⑤ 利子補給金の振込先の確認
通帳等の写し
- (4) 利子補給承認決定
上記(3)の書類を受理した後、八千代市より中小企業者へ承認決定の通知を行います。
- (5) 利子補給交付申請及び実績報告
毎年1月頃に八千代市より書類を送付いたします。
必要事項を記入し、**金融機関**へ提出していただきます。
- (6) 利子補給交付決定及び交付額確定通知発行
上記(5)を受理した後、八千代市より中小企業者へ決定の通知を行います。
- (7) 利子補給交付請求書提出
毎年1月頃に八千代市より書類を送付いたします。
必要事項を記入し、**金融機関**へ提出していただきます。
- (8) 利子補給金振込
上記(7)を受理した後、八千代市より中小企業者へ決定の通知を行います。

※2年目以降は、(5)～(8)の手続きのみとなります。